

草津栗東行政事務組合公平委員会処務規則

令和4年10月19日

公平委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定めるもののほか、草津栗東行政事務組合公平委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、委員の無記名投票によって行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票の数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

2 委員全員に異議がないときは、前項の選挙につき、指名推薦の方法を用いることができる。この場合において、委員全員の同意があつた者をもって当選人とする。

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期とする。

2 委員長が辞職または職務の遂行が不可能になったときは、速やかに選挙しなければならない。

(委員長の代理)

第4条 委員長は、あらかじめ委員長の職務を代理する委員を指定しなければならない。

(職員)

第5条 委員会に関する事務を処理するため、事務職員を置く。

2 事務職員は、管理者の事務部局の職員をもって充てる。

(職務)

第6条 事務職員は、委員長の命を受け、所掌事務を処理する。

(職員の身分取扱い)

第7条 職員の勤務条件、分限および懲戒、服務その他身分取扱いについては、別に定めがあるもののほか、管理者の事務部局の職員の例による。

(公印)

第8条 公印の名称、書体、寸法、個数および用途は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。

2 公印の保管および使用の責任者は、委員長が指定する事務職員とする。

3 公印を新調、改刻または廃止しようとするときは、委員長の承認を受けなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、公平委員会の処務について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

公印

名称	ひな形 番号	公印 番号	書体	寸法 (mm)	個数	用途
草津栗東行政事務組合公平 委員会之印	1	1	隸書	方 2 1	1	委員会名で発する文書用
草津栗東行政事務組合公平 委員会委員長之印	2	2	隸書	方 2 1	1	委員長名で発する公文書用

別表第 2（第 8 条関係）

(1)

委 組 行 草 員 合 政 津 会 公 事 栗 之 公 事 栗 印 平 務 東

(2)

委 公 政 草 員 平 事 津 長 委 務 栗 之 員 組 東 印 会 合 行
